

## 松江市障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松江市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32及び第51条の33並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の39及び第24条の40の規定に基づき、法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、的確かつ効果的な検査の実施並びに検査水準の確保を図ることを目的とする。

### (検査方針)

第2条 検査は、サービス事業者等の業務管理体制の整備状況を検証するとともに、問題点が確認された場合においては、事実関係の的確な把握等を前提に、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

### (検査の対象者)

第3条 検査の対象者は、市が指定したサービス事業者等（以下「対象事業者」という。）とする。

### (検査等)

## 第4条

### 1 検査の種類

検査の種類は、次のとおりとし、障がい者福祉課が実施する。

#### (1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するために、書面検査（文書の提出を求めることにより行う検査をいう。以下同じ。）により概ね3年に1回実施するものとする。

なお、書面検査により確認した内容に不備又は不明瞭な事項がある場合は、対象事業者若しくはその従業者に出頭を求め、又は関係者に質問し、若しくは立入検査（対象事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他の関係する場所に立ち入って行う検査をいう。以下同じ。）により当該内容を確認するものとする。

#### (2) 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合に、対象事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証するものとする。

### 2 検査の体制

立入検査及び特別検査は、2名以上の職員で実施することとし、原則として1名は、

係長級以上の職にあるものとする。

### 3 検査通知等

#### (1) 検査実施の通知

検査の実施に当たっては、対象事業者に対し、あらかじめ必要な事項を通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合は、この限りではない（通知していない場合は、立入時に速やかに告知するものとする。）。

#### (2) 検査結果の通知

検査の結果、勧告するまでに至らない軽微な改善を要すると認めた事項について、文書によりその旨通知を行うものとする。

#### (3) 報告書の提出

前号の規定による通知を行ったときは、当該通知に係る事項の改善状況について、対象事業者から文書による改善報告を求めるものとする。

### 4 報告

(1) 検査（立入検査を除く。）終了後速やかに、その検査結果について報告書を作成の上、障がい者福祉課長に報告するものとする。

(2) 立入検査の場合は、報告書を作成の上、障がい者福祉課長に報告するとともに、行政上の措置等について検討するものとする。

### 5 行政上の措置等

(1) 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、対象事業者に対し、文書で通知するものとする。

#### ① 勧告

厚生労働省令または内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、対象事業者に対し、期限を定めて、是正勧告をすることができる。

なお、勧告を受けた対象事業者が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### ② 命令

勧告を受けた対象事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(2) (1) の行政上の措置に係る対応については、期限（対応に要する時間を考慮

し、適宜設定)を付して報告を求めるものとする。

なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項についても、同様に改善報告を求めるものとする。

(3) 検査後の措置については、障がい者福祉課が行うものとする。

## 6 弁明の機会の付与

命令に該当すると認められる場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会の付与を行うものとする。ただし、同法第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

## 7 特別な処置

一般検査において、対象事業者が行政上の措置(命令)に違反したときは、当該対象事業者が運営する指定事業所等への立入検査を行い、法令等遵守状況について検証するものとする。

ただし、対象事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りではない。

(職員留意事項)

第5条 検査を行う職員(以下「検査職員等」という。)は、手順及び分担を定め効率的に行うように努めるほか検査等を受ける事業者等の業務に支障がないよう留意するものとする。

2 検査職員等は、検査等に当たっては、市長が発行する身分証を携帯し、かつ関係者からの請求があるときには、これを提示し、常に穏健かつ冷静な言動と指導援助の態度で接することにより事業者等の理解と協力が得られるように努めるものとする。

3 検査職員等は、事実の認定及び事務処理の判断に当たっては、常に公平不偏の態度で臨むよう努めることとする。

(社会福祉法人等指導監査連絡会議)

第6条 この要綱に定める指導等及び監査に関する重要な事案等については、「社会福祉法人等指導監査連絡会議」において審議する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。